

第52期（令和2年度）長野地方最低賃金審議会 総会、小委員会、専門部会の審議経過

1 長野地方最低賃金審議会（総会）

審議経過一覧

回数	月日	審議内容
1	7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・長野地方最低賃金審議会運営規程 ・長野地方最低賃金審議会の運営 ・長野県最低賃金の改正決定(諮問) ・長野県最低賃金専門部会の構成 ・長野地方最低賃金審議会日程 ・関係労使からの意見聴取
2	7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・運営問題小委員会委員長報告 ・特定最低賃金検討小委員会委員長報告 ・関係労使からの意見陳述 ・地域別最低賃金額改定の目安(伝達)
3	8月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県最低賃金専門部会長報告 ・長野県最低賃金の審議 ・長野県最低賃金の改正決定(答申) ・特定最低賃金(3業種)の改正決定の必要性の有無(諮問)
4	8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・長野地方最低賃金審議会の意見(答申)に関する異議の申出(諮問) ・長野地方最低賃金審議会の意見(答申)に関する異議の申出(答申) ・長野県最低賃金専門部会の廃止 ・特定最低賃金検討小委員会委員長報告 ・特定最低賃金(3業種)の改正決定の必要性の有無(答申) ・特定最低賃金(3業種)の改正決定(諮問)
5	3月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度長野地方最低賃金審議会の審議経過等(報告) ・特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明(令和3年度)

2 運営問題小委員会（7月20日）

運営問題小委員会運営規程、令和2年度長野地方最低賃金審議会の運営方針、関係労使からの意見聴取について審議が行われ、以下の結論となった。

- (1) 運営問題小委員会運営規程は、同運営規程(案)のとおり了承された。
- (2) 令和2年度長野地方最低賃金審議会の運営方針については、長野県最低賃金、特定最低賃金ごとに検討され「長野地方最低賃金審議会の運営について(報告)」のとおり取りまとめた上で、7月28日開催の総会において報告する

こととなった。取りまとめられた内容は以下のとおり。

ア 長野県最低賃金について

発効は、10月1日を目途に審議する。

関係労使からの意見聴取は、意見陳述により行う。

結審は、審議会令第6条第5項は適用しない。

イ 特定最低賃金について

発効は、原則、従来どおりとする。

第1回の専門部会は全業種の合同部会とする。

各専門部会は、3回を目途で結審とする。

結審は、全会一致に限り審議会令第6条第5項を適用する。

3 特定最低賃金検討小委員会(第1回7月20日)

特定最低賃金検討小委員会運営規程、特定最低賃金適用使用者数・適用労働者数、今後の審議の進め方について審議が行われ、以下の結論となった。

(1) 特定最低賃金検討小委員会運営規程は同運営規程(案)のとおり了承された。

(2) 特定最低賃金適用使用者数・適用労働者数等を確認の上、同適用使用者数・適用労働者数に関する報告書が承認となった。

計量器等.....適用使用者数	1,384名、	適用労働者数	58,150名
はん用機械等.....適用使用者数	1,735名、	適用労働者数	42,006名
各種商品小売.....適用使用者数	49名、	適用労働者数	3,562名
印刷、製版業.....適用使用者数	353名、	適用労働者数	3,548名

4 特定最低賃金検討小委員会(第2回8月17日)

令和2年度特定最低賃金の改正の必要性の有無について審議が行われ、以下の結論となった。

(1) 令和2年度特定最低賃金の改正の必要性の有無について

特定最低賃金(3業種)の「申出書」の審査結果について、特定最低賃金の改正等の要件、令和2年度申出書審査結果、特定最低賃金の改正申出状況の推移等を審議し、3業種いずれも改正の要件を満たすことが承認された。

(2) 特定最低賃金(3業種)の改正の必要性の有無について審議した結果、改正決定の必要性があると承認された。

これらの内容を8月21日の総会に報告するための特定最低賃金検討小委員会委員長報告が委員会で承認された。

5 長野県最低賃金

審議経過一覧

回数	月日	審議内容
1	7月2日	【第1回総会】 長野県最低賃金の改正決定(諮問) 長野県最低賃金専門部会の構成
2	7月20日	【運営問題小委員会】 運営問題小委員会運営規程、長野地方最低賃金審議会の運営方針(長野県最低賃金)
3	7月28日	【第2回総会】 地域別最低賃金額改定の目安(伝達) 運営問題小委員会委員長報告、関係労使からの意見陳述
4	7月28日	【第1回長野県最低賃金専門部会】 長野県最低賃金専門部会運営規程、中央最低賃金審議会の審議状況、今後の審議の進め方
5	7月30日	【第2回長野県最低賃金専門部会】 長野県最低賃金改正審議
6	8月4日	【第3回長野県最低賃金専門部会】 長野県最低賃金改正審議
7	8月5日	【第4回長野県最低賃金専門部会】 長野県最低賃金改正審議後採決し、結審(全会一致) 長野県最低賃金専門部会長報告
8	8月5日	【第3回総会】 長野県最低賃金専門部会長報告後、採決し、結審(全会一致)(答申)
9	8月21日	【第4回総会】 長野地方最低賃金審議会の意見(答申)について、長野県労働組合連合会及び生協労連コープながの労働組合から異議申出があり、諮問を受けて審議の結果、答申のとおり決定することが、適当であるとの結論に達し、その旨を答申した。

6 長野県最低賃金専門部会の審議及び本審での審議経過

- (1) 長野県最低賃金については、7月2日に改正決定の諮問を受け、同日の審議会総会において、長野県最低賃金専門部会に審議が付託され、4回の同専門部会の開催と関係労使からの意見陳述を行い、最低賃金法の趣旨、県下の経済雇用状況、賃金実態調査結果等に基づき、慎重に審議された。
- (2) 8月5日、同専門部会において、全会一致で現行の最低賃金を1円引上げ、時間額849円とすることが可決され、部会長報告が承認された。
- (3) 8月5日、総会を開催し部会長報告と審議を行い採決した結果、全会一致で結審し、答申した。
- (4) 9月1日、官報公示され、以下の金額が10月1日に発効となった。

長野県最低賃金 時間額 849円 0.12% 引上げ(+1円、改正前 848円)

7 特定最低賃金

審議経過一覧

回数	月日	審議内容
1	7月20日	【運営問題小委員会】 長野地方最低賃金審議会の運営方針(特定最低賃金)
2	7月20日	【第1回特定最低賃金検討小委員会】 特定最低賃金適用使用者数・適用労働者数 今後の審議の進め方
3	7月28日	【第2回総会】 運営問題小委員会委員長報告 特定最低賃金検討小委員会委員長報告
4	7月30日	特定最低賃金(3業種)について改正決定申出書の提出
5	8月5日	【第3回総会】 特定最低賃金(3業種)の改正決定の必要性の有無(諮問)
6	8月17日	【第2回特定最低賃金検討小委員会】 特定最低賃金(3業種)の改正決定の必要性の有無
7	8月21日	【第4回総会】 特定最低賃金検討小委員会委員長報告 特定最低賃金(3業種)の改正決定の必要性の有無(答申) 特定最低賃金(3業種)の改正決定(諮問)
8	9月17日	【第1回特定最低賃金専門部会(3業種合同)】 特定最低賃金専門部会運営規程、特定最低賃金に関する諮問 経緯、今後の審議の進め方、日程調整
9	9月24日	【第2回計量器等最低賃金専門部会】 計量器等最低賃金改正審議
10	9月24日	【第2回はん用機械器具等最低賃金専門部会】 はん用機械器具等最低賃金改正審議
11	9月28日	【第3回計量器等最低賃金専門部会】 計量器等最低賃金改正審議
12	9月28日	【第3回はん用機械器具等最低賃金専門部会】 はん用機械器具等最低賃金改正審議
13	10月5日	【第4回計量器等最低賃金専門部会】 計量器等最低賃金改正審議、全会一致で結審 (第6条5項適用)(答申)
14	10月8日	【第2回各種商品小売業最低賃金専門部会】 各種商品小売業最低賃金改正審議
15	10月12日	【第4回はん用機械器具等最低賃金専門部会】 はん用機械器具等最低賃金改正審議、全会一致で結審 (第6条5項適用)(答申)

16	10月16日	【第3回各種商品小売業最低賃金専門部会】 各種商品小売業最低賃金改正審議
17	10月26日	【第4回各種商品小売業最低賃金専門部会】 各種商品小売業最低賃金改正審議、全会一致で結審 (第6条5項適用) (答申)

(1) 計量器等最低賃金専門部会の審議経過

計量器等最低賃金については、8月21日の審議会において改正決定の諮問を受け、同日の審議会において、計量器等最低賃金専門部会に審議が付託され、4回の同専門部会を開催し審議が行われた。

10月5日開催された同専門部会で審議した結果、労使の主張に隔たりのある中、双方が歩み寄った結果、全会一致により現行の特定最低賃金を2円引上げ時間額894円とすることで結審し(全会一致：最低賃金審議会令第6条第5項適用)、答申した。

11月4日に官報公示され、12月4日に発効(法定どおり)となった。

計量器等最低賃金

時間額 894円 0.22% 引上げ(+2円、改正前 892円)

(2) はん用機械器具等最低賃金専門部会の審議経過

はん用機械器具等最低賃金については、8月21日の審議会において改正決定の諮問を受け、同日の審議会において、はん用機械器具等最低賃金専門部会に審議が付託され、4回の同専門部会を開催し審議が行われた。

10月12日開催された同専門部会で審議した結果、労使の主張に隔たりのある中、双方が歩み寄った結果、全会一致により現行の特定最低賃金を2円引上げ時間額905円とすることで結審し(全会一致：最低賃金審議会令第6条第5項適用)、答申した。

11月11日に官報公示され、12月11日に発効(法定どおり)となった。

はん用機械器具等最低賃金

時間額 905円 0.22% 引上げ(+2円、改正前 903円)

(3) 各種商品小売業最低賃金専門部会の審議経過

各種商品小売業最低賃金については、8月21日の審議会において改正決定の諮問を受け、同日の審議会において各種商品小売業最低賃金専門部会に審議が付託され、4回の同専門部会を開催し審議が行われた。

10月26日開催された同専門部会で審議した結果、労使の主張に隔たりのある中、双方が歩み寄った結果、全会一致により現行の特定最低賃金を2円引上げ時間額857円とすることで結審し(全会一致：最低賃金審議会令第6条第5項適用)、答申した。

11月25日に官報公示され、12月31日に発効(指定日発効)となった。

各種商品小売業最低賃金

時間額 857円 0.23% 引上げ(+2円、改正前 855円)